

# 領土・島・海洋境界紛争事件における領土の境界に関する一考察

田原 洋子

はじめに

一 問題提起

(一) 事件の概要

(二) 「ウティ・ボシデティスの原則」の形成過程

二 エル・サルバドル及びホンジュラスの境界に関する憲法上の規定

三 エル・サルバドル及びホンジュラスの領土境界紛争に至る歴史的事実

四 エル・サルバドル及びホンジュラスの領土境界紛争と中米和平との連結点

おわりに

## はじめに

国家の境界は主権の及ぶ範囲を限定し、かつ国内法体系の機能の限界を形成する。それと同時に、その限度内において管轄権が設定かつ行使されるという意味では、当該国家にとつての国家領域の枠組みを明確にするものであるから、国家が有する排他的かつ包括的領域主権と密接な関わりをもつ。<sup>①</sup> 筆者は、これまで自国領域外において認められる管轄権行使の是非について論じてきた。<sup>②</sup> しかしながら、犯罪行為や事実が自国領域内で生じたことを根拠とし、犯人或いは被害者の国籍の如何を問わず犯罪発生地国に認められる属地主義を根拠とした管轄権は、国家の最も基本的

かつ伝統的な領域主権に基づくものとして、国際法上、広く認められている。したがって、国境の変更は、国家領域の地理的変更を意味するだけに留まらず、国家の管轄権の範囲にも影響を及ぼす。そのため領域の重要性は高く、そのことに伴う不利益に直面すれば、関係諸国に摩擦や緊張が増大するのは明らかであるから、国境の画定或いは領域の帰属決定に際しては、国際社会の平和を脅かすことのないよう十分な配慮が必要である。<sup>③</sup>ところが、現実問題として現存する国境は、民族集団の間の区別或いは自然環境とは必ずしも一致しているとはいえず、そのことが、今日の国際社会における民族紛争の本質的かつ根本的な原因の一つになっているものと推測される。<sup>④</sup>

本稿が取り上げる事件は、一九九二年九月二一日、国際司法裁判所特別裁判部 (Chamber 以下、「裁判部」) が担当した、エル・サルバドル及びホンジュラスにおける「領土・島・海洋境界紛争事件」とよばれるもので、訴訟参加国としてニカラグアの参加が認められている。<sup>⑤</sup>そして審理の結果、二カ国の間での陸地の境界区分と、フォンセカ湾上の三つの島々の帰属、同湾の沿岸国の歴史的湾としての、並びに沿岸三国の共有の湾としての法的地位に関する決定が下され、ホンジュラス側に陸地部分の紛争地域の三分の二が与えられることとなり、太平洋へ通じる領土が認められた。なお、当該事件は、五〇回にも及ぶ口頭弁論を経て判断が下され、四二六ページに上る国際司法裁判所史上最長のものとなっており、同裁判所が取り扱った事件のなかでもっとも複雑な事例であることを物語っている。<sup>⑥</sup>しかし、その裁判の過程で重大な問題が判明した。それは、約一五、〇〇〇人のエル・サルバドル人がホンジュラス国内に存在していたことである。「一九八二年一月二〇日付ホンジュラス憲法」第二四条は、二重国籍の取得に関する条約が存在する場合に限り、外国籍を選択しているホンジュラス人は、ホンジュラス国籍を失わず、外国人に対しても同様に定めている。続く第二五条において、ホンジュラスに居住している間、いかなるホンジュラス人もホンジュラスとは別の国籍を求めることはできない旨規定しており、<sup>⑧</sup>両国の間で妥当する条約が存在しないなか、判決の実施

いかんによっては、問題の地域に該当する大半の人々が、自らの意思とは関わりなく、ホンジュラス国籍を取得しなければならなくなる可能性が生じてしまったのである。したがって、本事件は、たんに境界のみに留まらず、多岐にわたる問題をその対象としている。領土に関しては、一九八〇年の一般平和条約で合意に至らなかった陸地の六カ所の境界について争われ、領土の境界決定に関して両国は、「ウティ・ポシデティスの原則 (*uti possidetis*)」を適用することに同意したものの、さらにエル・サルバドル側は、当該地域における人間の居住を根拠とした<sup>9)</sup>人間の存在という問題 (*arguments of a human nature*)<sup>10)</sup>、或いは“実効性 (*effectivités*)”<sup>11)</sup>の側面から、さらなる調査の必要性を主張しており、このことが注目されることとなった。

本稿では、陸地の紛争地域における境界画定に際して生じた住民の存在に注目し、「領土・島・海洋境界紛争事件」での両国の領土の境界紛争に限定して検討をすすめ、当該事件のもつ意義を筆者なりに考察することとした。さらにエル・サルバドル及び訴訟参加が認められたニカラグアは、当該事件の關係国であると同時に、グアテマラとともに中米における紛争当事国として、東西冷戦時代を背景とした内戦により、国土が荒廃したという共通の歴史を有している<sup>12)</sup>。したがって、こうした時代の歴史的認識を深めることは、双方の領土境界紛争事件が、長い間、解決に至らなかった経緯を理解するうえで必要不可欠であると思われる。なお、「ウティ・ポシデティスの原則 (*uti possidetis*)」に関しては、裁判を進める過程において「ウティ・ポシデティスの原則 (*uti possidetis juris*)」として扱われているが、本稿では「ウティ・ポシデティスの原則 (*uti possidetis*)」に統一することとする<sup>13)</sup>。



西谷元編『国際法資料集』より筆者作成

×：今回のエル・サルバドル及びホンジュラスの領土に関する六つの境界紛争地点

## 一 問題提起

## (一) 事件の概要

今回の紛争関係国であるエル・サルバドル、ホンジュラス及びニカラグアは、歴史のうえではマヤ、アステカとよばれる古代文明が発展した地域に属している。現在のメキシコからグアテマラ、ホンジュラス、さらにそこから太平洋岸に沿ってエル・サルバドル、ニカラグア、コスタ・リカへと至る圏内は、クリストファー・コロンブス(クリストバル・コロン Cristóbal Colón)が到着する以前から、きわめて精度の高い農耕文明の下で栄華をきわめていたのであるが、征服者として新大陸に進出し、植民地の建設に着手したスペインは、一五六四年の勅令でフォンセカ湾をグアテマラ総督領に編入した。一八二一年に同総督領はメキシコ帝国に併合される形でスペインから独立し、一八二三年にはフォンセカ湾を囲み、グアテマラ、ホンジュラス、当時、サン・サルバドルとよばれていたエル・サルバドル、ニカラグア、コスタ・リカからなる中米連邦共和国を結成した。しかし、一八三八年には同連邦共和国の求心力が弱まり、離脱を求めて分裂、解体の動きが見られはじめ、やがて五つの国に独立し、今日に至っている。<sup>(1)</sup>

今回の事件で裁判部が着目した事実の一つは、比較的人口が希薄なホンジュラスに比べエル・サルバドルは、その地形的理由と人口密度の関係から、領土獲得の必要性があるということである。さらに天然資源の存在が挙げられ(例えば、農業用水と水力発電)、それらがホンジュラス側で享受されていることである。しかしながら、検証されるべきことは、先に述べたように、エル・サルバドル国民によるホンジュラス領土内における土地の占領であり、エル・サルバドル側にとっては、このことが、“人間の存在という問題”であり、“実効性”の要求を満たしているということである。<sup>(2)</sup> 一方、ホンジュラス側もまた、人間の居住を根拠とすることは可能であり、ホンジュラス国民が、

問題とされている六区画全ての紛争地域に定住し、さまざまな法的かつその他の権限をこれまで行使してきており、当該地域のなかでそのような事実を行っていることを示すため、相当の資料を提示してきているものの、“実効性に基づく主張の可能性を、エル・サルバドルほど強くは認めていないのである。”<sup>14)</sup>

ところが、エル・サルバドル側の代理人も述べているように、実際、この区域の紛争地帯の多くの部分では人の居住は認められず、双方とも人間の存在に基づく主張に関して納得させる証拠を提示することは困難であるとされた。<sup>15)</sup> なげならば、エル・サルバドルとホンジュラスとの国境付近には、起伏の険しい丘陵地帯、深い峡谷、急な流れの川が存在しており、そのような地形的環境の厳しさから、これまで両国の納得のゆく境界を決めることは容易なことではなかったのであり、多大な時間を要してきたのである。

## (二)「ウティ・ポシデティスの原則」の形成過程

両当事者が領土の境界決定に関して合意していることは、「ウティ・ポシデティスの原則」を採用するという点である。ホンジュラスは、この原則を紛争に適用されるべき国際法上の規範とした。一方、エル・サルバドルもこの原則は、一般平和条約第二六条に基づいて、当該事件において適用されるべき唯一の法であることを認めている。<sup>16)</sup> ここでいう一般平和条約とは、正式にはエル・サルバドルとホンジュラスとの間で一九八〇年一〇月三〇日、ペルーのリマにおいて締結された一般平和条約 (el Tratado General de Paz entre las Repúblicas de El Salvador y de Honduras) のことであるが、「ウティ・ポシデティスの原則」に関してエル・サルバドルは同条約第二六条後段、「同様に考慮されるべきその他の証拠として、当事国により提出され、かつ国際法上認められた、法的、歴史的、人的、或いはその他のいかなる種類の証拠及び議論」を法的根拠としたものと思われる。

ところで「ウティ・ポシデティスの原則」とは、伝統的な取得方式とされる先占、添附、割譲、併合、征服、時効以外に、中南米諸国における領域取得の方法に関する歴史的要素として挙げられるものである。中南米において一九世紀初頭、主としてスペインの支配下に置かれていた国々ではスペイン法が施行され、全ての領域がいずれかの行政区分に分割されていた。<sup>(17)</sup> 旧宗主国であるスペインから独立を達成するなかで、南米においては一八一〇年、中米では一八二一年当時の行政区画線をそのまま独立後の諸国の境界線の基礎として維持することとされた。新国家間の成立に当たっては、国境紛争を回避し、領土保全及び米州地域の安定性を確保することが、これらの諸地域にとって不可欠であると考えられたためである。「現状承認の原則」ともよばれるこの原則は、さらに「従前の植民地時代の行政区画をそのまま相互の国境として維持するために、民族としての一体的な社会集団性や経済的接続性を切断することがある。」<sup>(18)</sup> という趣旨でもある。当該裁判部においても「ウティ・ポシデティスの原則」の重要性については、確かに疑われるものではないことを認めており、それは多くの中南米諸国で確固とした境界を形成し、無主地 (*terra nullius*) を否定する原則であると述べている。<sup>(19)</sup> 当該原則を適用することにより行政的境界は、国際的な境界へと変遷してゆく。<sup>(20)</sup> この一般的な原則がいったん認められると、仮に、未開の地があつたとしても、いかなる無主地 (*terra nullius*) の可能性は否定されるのであり、<sup>(21)</sup> スペインが新大陸からの撤退に伴い、植民地支配の進出に出遅れた他のヨーロッパ諸国による実効的支配に基づく新たな領域取得を排斥させるうえで、当該原則は、一定の評価をもたらしたものと見える。<sup>(22)</sup>

その後、「ウティ・ポシデティスの原則」は、新大陸からアフリカの地に渡り、ヨーロッパ列強諸国によりアフリカを植民地として獲得する場面で登場する。アフリカ統一機構 (Organization of African Unity 以下、「OAU」) における OAU 憲章の前文及び第三条三項は、「各国は主権及び領土保全、並びに独立した存在として譲渡されえない権利を

尊重すること」と規定し、植民地時代の境界線を尊重することが明文化されたといえる。<sup>(23)</sup> さらに一九六三年五月にアジス・アベバで行われた OAU の会議の席上、「民族、宗教、或いは言語を判断理由として境界線を修復することは、もはや可能なことでも望ましいことでもない。」<sup>(24)</sup> として、現時点では、境界線を再考することは悲惨な結果をもたらすとの一致した見解を有している。翌年七月のカイロでの OAU 首脳会議では、「国家の独立を達成した際の現行の境界線を尊重すること」とし、すべての加盟国は、国家の独立達成時に存在していた境界線を尊重することを誓うと厳粛に宣言する「国境紛争に関する決議（「カイロ宣言」）」<sup>(25)</sup> が採択され、植民地時代の境界線を守ることを決定した。一九八六年一月二二日のブルキナファソ・マリ境界紛争事件において裁判部は、この原則は、「植民地化との関わりにおいて、いかなる場所で発生しようとも独立達成に対して論理的に関係する一般的原则を構成するものとして、国際法上、確立している。」<sup>(26)</sup> とまで判示している。

## 二 エル・サルバドル及びホンジュラスの境界に関する憲法上の規定

ところで、ホンジュラスは地理的に見て、エル・サルバドル以外にも周辺をグアテマラ及びニカラグアに囲まれており、常に境界の問題については、隣国と緊張した関係にあり、これらの国と国境に関する争いを歴史上、続けてきている。<sup>(27)</sup>

「一九八二年一月二〇日付ホンジュラス憲法」第二章 領土 第九条は、次のように定めている。<sup>(27)</sup>

第九条 ホンジュラスの領土は、大西洋、太平洋及びグアテマラ共和国、エル・サルバドル共和国、ニカラ

グア共和国に囲まれている。これらの共和国と接する境界とは以下のとおりである。

1. グアテマラ共和国との間では、一九三三年一月二三日、米国における仲裁裁判の判決に基づく。
2. ニカラグア共和国との間では、一九〇〇年及び一九〇一年にホンジュラス、ニカラグア間の境界に関する合同委員会により明らかにされたもので、一九〇〇年六月一二日の第二証明書に記載される境界線に関する第一区画に従い、それ以降、エル・ポルティリヨ・デ・テオテカシンテまで至り、そこから大西洋までについては、一九〇六年二月三日のスペイン国王アルフォンソ一三世閣下が下された仲裁裁定に従うもので、かつその裁定の効力は、一九六〇年一月一八日の国際司法裁判所の判決によるものとする。
3. エル・サルバドルとの間では、ペルーのリマで一九八〇年一月三〇日に署名された一般平和条約第一六条及び同条約第一七条に基づき、その批准文書は一九八〇年一月一〇日にホンジュラスのテグシガルパで交換された。境界画定に関して係争中の区域は、関連する条約の適用可能な条項に定められるところによる。

グアテマラに対しては、中米五カ国の独立以来、国境紛争が時には武力紛争にまで発展するなかで、米国の仲介により平和的な解決に向けた努力も重ねられていた。その後、仲裁裁判により、具体的な国境線が示されている<sup>(28)</sup>。今回の事件の訴訟参加国であるニカラグアとの間では、一九〇六年、当時のスペイン国王が、両国の国境紛争に関し仲裁裁定を下している。その後の争いに際しては、一九六〇年の国際司法裁判所により、この仲裁裁定が有効であるとの判断がなされている<sup>(29)</sup>。一方、エル・サルバドルとの間では、境界問題が継続中ということもあり、事実関係に留め

ている。

エル・サルバドールの「一九八三年二月一六日公布の憲法」は、第三篇 国家、政府の形及び政治制度 第八四条 国土の境界 のなかで、次のとおりに規定している。<sup>30)</sup>

第八四条 グアテマラ共和国と接する西側は、一九三八年四月九日、グアテマラにおいて領域の境界に関する条約

(*el Tratado de Límites Territoriales*) で定められたところに従う。北側及び東側は、一部、ホンジュラス共和国と接し、一九八〇年一〇月三〇日、ペルーのリマで成立した一般平和条約により定められている境界部分に該当する。未画定部分については、国際紛争における平和的解決に向けた方法のいかなるものにも従うこととし、当該事例における条約そのものに沿って決定されるものとする。東側の残りの地域は、フォンセカ湾のなかでホンジュラス共和国及びニカラグア共和国と接する。南側は太平洋に面する。

このように、エル・サルバドール憲法と比べてホンジュラス憲法は、憲法上の規定における具体的な記述から、国境を接している国々の間との歴史的事実を正確に認識していると考えられ、境界の安定性は特にホンジュラスにとつて、非常に重要であるとの理解が可能である。<sup>31)</sup>

## 三 エル・サルバドル及びホンジュラスの領土境界紛争に至る歴史的事実

エル・サルバドルとホンジュラスの間には、中米連邦共和国の解体に伴う分離、独立を果した時点から境界問題が存在しており、激しく争つてきている。この地域は、グアテマラ総督領とよばれていたスペイン植民地時代を経て、同連邦共和国が建設された頃より、各構成部分の領域を画定する具体的な試みが行われてきておらず、未解決の状態を残したまま分離独立したため、後に各地域で国境争いが頻発し、今日に至るといふ歴史的経過をたどっているのである。<sup>32)</sup> 島の帰属については、一八五四年にフォンセカ湾内にあるエル・ティグレ島の購入を巡って領有問題が発生していたが、陸地の境界に関しては、一八六一年に紛争が起こって以来、双方は、継続して険悪な状態にあった。そして、ついに一九六一年の段階で境界紛争は武力衝突にまで発展し、一九六九年に両国の間で四日間続いた「百時間戦争」<sup>33)</sup>「The Hundred-Hours War」(または「サッカー戦争」<sup>34)</sup>「The Football War」とよばれる事件で境界問題は、頂点に達した。この争いは、一九六九年六月、翌年のワールド・カップ・サッカーの出場を賭けたエル・サルバドルでの準決勝の試合でホンジュラス側が敗れ、エル・サルバドル市民とホンジュラス選手団が乱闘になったことが発端となつている。これを境にエル・サルバドルとホンジュラスとの間で再び戦争が勃発し、国境紛争も激しくなった。当時、ホンジュラスの国境地帯で生活していた三〇〇、〇〇〇人以上のエル・サルバドル人が、このような状況のなかで生活基盤をホンジュラス政府により奪われ、本国への帰国を余儀なくされることとなる。<sup>33)</sup> ホンジュラス軍部と関わりのあるとされる集団から精神的、肉体的な被害を受けているとの報告も米州人権委員会に提出され、<sup>34)</sup> エル・サルバドル政府は、これをホンジュラス政府によるジェノサイドであると非難した。米州機構 (Organization of American States 以下、「OAS」) が事態の収拾に乗り出すまえに、エル・サルバドル空軍はホンジュラスの領土に侵攻し、何の関わ

りもないホンジュラスの住民が殺害され、ホンジュラス側は報復攻撃にでた。双方の軍が動員されたことで両国の関係は一層、険悪化し、国境沿いのホンジュラス側にあるヌエバ・オコテペケ（地図参照）がエル・サルバドル軍との攻防戦の町となったように、国境付近はその最前線として、常に緊迫した状況に包まれていたのである。<sup>(35)</sup> ホンジュラスは、エル・サルバドルとの外交関係並びに通商関係を断絶し、エル・サルバドルからの輸入品を禁止した。こうして、この戦争により避難民となったエル・サルバドル人はホンジュラス国内に封じ込められ、またエル・サルバドル国内に行き場のない自国の製品があふれた。やがてホンジュラスで失業した多くのエル・サルバドル人が帰国し、国内において社会不安が噴出し、エル・サルバドルにおいて反政府活動が組織化されるようになる。<sup>(36)</sup>

ところで、エル・サルバドルとホンジュラスが境界問題を円滑に進められない立場にあった理由として、次のような事実がその背景にあった。まず、ホンジュラスの主要な産業として、コーヒー、バナナ等が挙げられるが、特にバナナ産業に関しては、世界市場に占める割合は突出しており、そのなかでも米国資本の占める率は際立っている。<sup>(37)</sup> そして、それに従事する労働者のうちの三〇パーセントは、定住しているエル・サルバドル出身の人々が支えているのである。したがって、広大な土地を有し、人口の少ないホンジュラスにとつて、国土が狭く、域内で最も人口密度の高い隣国、エル・サルバドルからの移民の問題は、両国の悪化した状態に拍車をかけ、ホンジュラス政府を悩ませていたことは確かであろう。さらに一九六〇年、域内経済を統合し、関税同盟と自由貿易地域の結成を目的として、グアテマラを含むホンジュラス、エル・サルバドルの三国間の合意からはじまり、やがて周辺地域を巻き込んだ中米共同市場が設立したが、自国の工業化が遅れていたホンジュラスは、中米共同市場成立以降も依然としてコーヒー、バナナといった一次産品に依存する度合いが高く、市場経済により、エル・サルバドルとの間で貿易の不均衡が生じていたとの指摘もなされている。サッカーの試合からはじまった、この百時間戦争は、OASが仲裁に乗り出

したことで一応の終焉へと向かうが、境界を巡る紛争の解決を目指した動きが本格化するのには、ペルーのリマで一般平和条約が調印される一九八〇年まで待たなければならないのである。<sup>40)</sup>

一般平和条約第一六条は、双方で争われていた七区画の境界を画定するとともに、これ以外の区域の境界を画定させるため、一九八〇年五月一日に設立された合同境界委員会の任務及び任務遂行のための期限を五年以内と定める条項を第一八条及び第一九条で設けており、第三一条で、この五年の期間内に双方が合意に達しなかった場合、国際司法裁判所の下での解決を求めている。<sup>41)</sup> 一般平和条約の規定に従い、合同境界委員会による働きかけがあったものの、現実には六区画において合意が見られなかったため、第三一条の紛争解決の規定に基づき、国際司法裁判所による判断に委ねられることとなった。その結果、一九八六年五月二四日、グアテマラのエスキプラスにおいて当該紛争を国際司法裁判所の決定に委ねる特別協定 (Compromiso entre Honduras y El Salvador para someter a la Decisión de la Corte Internacional de Justicia la Controversia Fronteriza Terrestre, Insular y Marítima Existente entre los dos estados, suscrito en la ciudad de Esquipulas, Republica de Guatemala, el día 24 de Mayo de 1986) が締結されたのである。<sup>42)</sup> 特別協定は、その第二一条一項において「一九八〇年一月三〇日の一般平和条約第一六条で定められていなかった区域または区画の境界を画定すること」と規定している。そして同年二月一日には国際司法裁判所に特別協定の送付がなされ、受理された。この事件を担当することとなる裁判部は、国際司法裁判所規則第一七条二項の下で、当事者双方の意見を聴衆の後、一九八七年五月、全員一致でその設置が決定されている。ここで留意すべきことは、両国がそれぞれ締結した一九八〇年の一般平和条約から一九八六年の特別協定へと至る一九八〇年代とは、周知のように、中南米にとって「失われた一〇年」とよばれる時代であり、政治、経済等の分野において不安定かつ危機的な状況であったと同時に、中米では、和平合意に向けて泥沼の紛争状態から復興への足がかりともなる重要な転換期を迎える頃とも一致している

と思われる。そこで、エル・サルバドル、ホンジュラス両国における今回の境界紛争と中米和平とのつながりについて、最後に若干、触れておきたい。

#### 四 エル・サルバドル及びホンジュラスの領土境界紛争と中米和平との連結点

一九八七年八月七日、中米五カ国の大統領によりグアテマラ市で開催された第二回中米サミットにおいて、「中米の確固とした永続的な平和の確立のための手順 (Los Acuerdos de Paz de Centroamérica)」(通称エスキブラスⅡ或いはグアテマラ合意)とよばれる和平協定が調印され、国際社会においても好意的な評価が得られ、国連総会では圧倒的多数で支持された。<sup>(43)</sup> しかしながら、この協定が成立するまでには、紆余曲折の段階を経てきている。紛争当事国を含む中米五カ国と、その周辺国としてメキシコ、コロンビア、ベネズエラ、パナマから成るコンタドール (Contadora) ・グループ<sup>(44)</sup>による仲介策は暗礁に乗り上げ、さらに、組織されたコンタドール支援グループとの共同による協議においても足並みが揃わず、中米和平実現への道は、一旦、閉ざされてしまう。ところが、和平協定成立の前年である一九八六年五月二五日、数回の協議のなかの基本原則に沿う形で、グアテマラのエスキブラスで中米五カ国の代表が集まり、中米の重要な諸問題を最高のレベルで討議するための中米サミットが発足し、中米における平和構築に向けて話し合いの場がもたれている (エスキブラスⅠ)。条約として成立はしなかったものの、「中米地域の平和と開発に関する緊急な諸問題を分析し、その解決を求めるために大統領会議を制度化すること。」に合意する「エスキブラス宣言」が提出され、このことが足掛りとなって、翌年、和平協定の締結が成果となってあらわれたと考えられる。そして、その前日の五月二四日、エル・サルバドルとホンジュラス双方にとり、長い間、懸案事項であっ

た境界紛争を国際司法裁判所の下で解決するため、先の特別協定が同地において結ばれているのである。

したがって、エル・サルバドル及びホンジュラスの間の境界紛争及びその終焉に向けての努力は、もはや二カ国のみで行われる段階ではなく、数々の交渉を行うなかで、中米における停戦と民族の和解とともに、平和と発展のための協力を目指し、中米和平協定を成立させるための重要な出来事として位置づけられるようになったものと推察される。

### おわりに

今日、アフリカにおける地域紛争をはじめとして、中国チベット自治区で発生した大規模な騒乱に対する当局者による人権弾圧、グルジアでの同国領南オセチア自治州を巡るグルジア軍とロシア軍との間の激しい衝突、さらにはタイ、カンボジア国境にある寺院遺跡「プレア・ピヒア」<sup>(45)</sup>周辺の土地の領有権を巡り、タイ政府はカンボジア国内に住するタイ国民の即時帰国を勧告しており、国内紛争が深刻化してゆくなか、境界をめぐる動きは民族問題と複雑に絡んで、依然として紛争の根源になっている。

エル・サルバドル及びホンジュラスの領土境界紛争事件では、一般平和条約第一六条で定められなかった境界について、第四区画は、紛争地域のなかで最長かつ最も広い区域となっており、四対一の評決で決まったものの、残りの第一区画から第三区画と第五区画及び第六区画については、全員一致により境界が決定した。<sup>(46)</sup>そして、この判決を受けて、両国の間で境界画定遂行のための協定が成立し、<sup>(47)</sup>それと同時に、当該問題領域に居住する人々（判決の結果、ホンジュラス領となった領域に暮らすエル・サルバドル人約一五、〇〇〇人、エル・サルバドル領となった領域

に住むホンジュラス人約一、〇〇〇人)の権利義務(自らの望む国籍を選択する権利及び居住している国家の法律を尊重する義務を含む)を確認する条約が成立し、国際司法裁判所による判決から五年以上の歳月を経て、ようやく双方は合意に達することになった。<sup>(48)</sup>とりわけ、ホンジュラス境界内に存在するエル・サルバドール人の多くは、内戦の時代、民族解放戦線ファラブンド・マルティ(El Frente Farabundo Martí para la Liberación Nacional; FMLN)以下、「民族解放戦線」の支持基盤となっていたことから、内戦終結に向けた動きが進展してゆくなかで、民族解放戦線が彼らの処遇のために奔走したとされている。このように領域紛争、とりわけ領土紛争に関する国際裁判において、当該係争領域に人が定住している場合には、判決後に生じうる「混乱」には十分な注意が払われなければならない。

ところで、かつてホンジュラスでは、ニカラグアとの国境付近のホンジュラス領内の山中において、ニカラグアのソモサ独裁政権に反対した人々により組織化されたゲリラ部隊によるニカラグア領土への侵入が試みられており、当時のソモサ政権下の国家警備隊から退散を余儀なくされている。<sup>(49)</sup>やがて、ニカラグアにおいて革命政権が樹立されると、ホンジュラス国境側では、旧ソモサ政権時代の国家警備隊の軍人やソモサ派の残党らを中心として反政府活動が本格化し、これらの反革命武装勢力が、その後、コントラと総称されるようになる。<sup>(50)</sup>また、今回の領土境界紛争事件の審理のために、エル・サルバドール側による“実効性”を示す証拠資料として提供された回顧録(Memorial)によれば、かなりの期間、現在調査中の区域において軍事的管轄権が行使されているとのことである。境界の紛争地域との関連で設置されていた施設の正確な場所の証明も存在せず、どのような実効的形態であったかの証拠もないものの、地方軍隊駐屯地が、問題となつている分割地域を支配し、守備し、或いは警備に従事しており、現段階では、その他の場所にも存在しているとの証言がなされている。<sup>(51)</sup>つまり、ニカラグアを含む今回の事件の三方国を取り巻く境界とは、中米紛争の影響を直接受けてきた国々の境界を構成していたのであり、今回の二カ国の領土境界紛争事件を解明

してゆくことで、その背後に存在する歴史的な側面も明らかになった。

近年、国家は急激な「国際化（globalization）」へと駆り立てられており、より効率的な方向へ進めることに伴うさまざまな問題に対処するためには、境界に基づく解決では、一見、不可能であるように思われるものの、こうした「国際化に向けた動き（globalizing）」とは裏腹に、国際法体系の基本原則を支配しているのは、境界の安定性である。したがって、基本的な方向性としては、未だ領域主権に中心が置かれるのであって、領域の定義は最重要事項であり、国際法上、特に領域画定の重要性は、住民の帰属から特定の法概念の適用まで広範に及ぶ。場合によっては、利益の衝突を生むことすらあるものの、こうした本質的な枠組みのなかで国家は相互の利害を表明し、或いは共存しあうのである。<sup>(52)</sup>一九三三年の「国の権利及び義務に関する条約」は、その第一条で「明確な領域」を「恒久的住民」とともに国家の成立要件の一つとしており、この規定が、国家であるための基本的尺度として、最も正確に表現したものとされている。<sup>(53)</sup>しかしながら、中南米諸国に関しては独立時点において、植民地支配の下で引かれた境界により、領域が決定されていたのである。

「ウティ・ポシデティスの原則」は、すでに述べたように、安定性を維持するための要求に適ったものとされ、さらに国際法上の原則であるともいわれている。<sup>(54)</sup>その一方で、自決の原則に基づく主張とは、鋭く対立する性質を有しているといえる。<sup>(55)</sup>また中南米における領土問題に関しては、「植民地時代の行政区画を定めた法律や地図を基準として解決されなければならない。」<sup>(56)</sup>とする意見も存在するが、実際のところ、適用されるべきスペインの行政区画の不明確さに阻まれ、必ずしも満足のゆく成果を挙げてきてはいない。<sup>(57)</sup>今般、裁判部は、中南米での「ウティ・ポシデティスの原則」の効果として、植民地時代の行政区画が常に独立達成時における新たな国家間の境界になるとは考えておらず、旧宗主国による征服と搾取によって定められた境界を見直すうえから、「境界は、両国にとって話し合いに

より変更することが可能である。」とさえ述べている。なぜならば、「ウティ・ポシデティスの原則」の基礎にある当該地域の境界は、旧宗主国をはじめとする覇権国により都合よく決められたのであって、植民地を獲得する際の理論づけとして、仮に、人が居住していても無主地 (*terra nullius*) と見なし、その過程において先住民族の存在は、全く考慮されなかったからである。本件の判決においては、「ウティ・ポシデティスの原則」の国際法上の地位は明らかにされていないことから、境界または領域紛争に際し、当事者間で合意があれば、交渉過程または第三者による解決の段階で、他の要因 (歴史的、民族的或いは経済的要素) を考慮に入れつつ、「自国の将来的な政治的地位は、自由な意思により決定する権利がある。」ということを認めているように思われる。したがって、国際司法裁判所の判断を受け、エル・サルバドル及びホンジュラスが双方の合意に基づき、平和的解決に向けた努力が実現に結びついたことは評価されるべきであり、「国際司法裁判所は、長年の責務として、自決権の概念の伸張に重要かつ決定的な役割を果たしてきている。」<sup>(62)</sup>とも捉えることができるのである。

- (1) Malcolm N. Shaw, "The Heritage of States: The Principle of *Uti Possidetis Juris* Today", *The British Year Book of International Law*, Vol. LXVII, 1996, p.77.
- (2) 拙稿「グアテマラ事件における拷問に対する普遍的管轄権の問題—グアテマラ事件に至る歴史的背景を手がかりに—」『広島法学』第三一卷三号、二〇〇八年、同「ピノチエト事件における拷問に対する普遍的管轄権の問題—一九九九年三月二四日付英国貴族院判決を手がかりに—」『広島法学』第三〇巻三号、二〇〇七年をそれぞれ参照のこと。
- (3) 深町朋子「現代国際法における領域権原についての一考察」『法政研究』第六一卷一号、一九九四年、八九頁。
- (4) 藤田久一氏もルワンダで発生したフツ族とツチ族との争いから起こった大虐殺について、民族紛争と国境との視点から指摘しておられる。『世界』第七五六号、二〇〇六年。
- (5) 当該事件については、主として東壽太郎「第一八節 陸地、島および海の境界紛争に関する事件 二 本案に関する判決」波多野

- 里望、尾崎重義編『国際司法裁判所 判決と意見・第二卷(一九六四—一九三年)』国際書院、一九九六年、杉原高嶺「判例研究・国際司法裁判所 領土・島・海洋境界紛争事件」『国際法外交雑誌』第九五卷一、一九九六年を参照のこと。また、フォンセカ湾の法的地位に関しては、宮崎孝「中米フォンセカ湾の法的性格(その一)」『筑波法政』第二二二号、一九九七年、同「中米フォンセカ湾の法的性格(その二)」『筑波法政』第三三三号、一九九七年。
- (6) ニカラグアの訴訟参加については、関野昭一「第一八節 陸地、島および海の境界紛争に関する事件 一 ニカラグアの(訴訟)参加の要請」波多野里望、尾崎重義編『国際司法裁判所 判決と意見・第二卷(一九六四—一九三年)』国際書院、一九九六年、杉原高嶺「判例研究・国際司法裁判所 領土・島・海洋境界紛争事件—ニカラグアの訴訟参加の申請」『国際法外交雑誌』第九一巻三、一九九二年、小田滋「国際司法裁判所における第三国の訴訟参加」『国際法外交雑誌』第八四巻一、一九八五年を参照のこと。
- (7) 宮崎孝「中米フォンセカ湾の法的性格(その一)」『筑波法政』第二二三号、一九九七年、六頁、Tim Daniel, “After Judgment Day”, in C. Schofield, D. Newman, A. Drysdale and J. A. Brown (eds.), *The Razor’s Edge: International Boundaries and Political Geography*, Kluwer Law International, 2002; Keith Hight and George Kahale III, “International Decisions, Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador / Honduras : Nicaragua intervening) 1992, ICJ Dep. 351”, *American Journal of International Law*, Vol. 87, 1993, p. 624.
- (8) Constitución de la República, available at <http://www.oas.org/juridico/MLA/en/hnd/index.html>.
- (9) グアテマラにおける内戦の状況については、さしあたり、拙稿「グアテマラ事件における拷問に対する普遍的管轄権の問題—グアテマラ事件に至る歴史的背景を手がかりに—」『広島法学』第三二巻三、二〇〇八年、四九—五二頁を参照のこと。
- (10) なお、ウティ・ボシデティスの起源とその機能について、新納摩子「国際法におけるウティ・ボシデティスの再検討」『立命館法学』第二五四号、一九九七年を参照のこと。
- (11) 二村久則、野田隆、牛田千鶴、志柿光浩『世界現代史35 ラテンアメリカ現代史Ⅲ メキシコ・中米・カリブ海地域』山川出版社、二〇〇六年、一八六頁以下、増田義郎、山田陸男編『新版世界各国史 25 ラテン・アメリカ史Ⅰ』山川出版社、一九九九年、一三三頁以下。
- (12) *ICJ Reports 1992*, p. 396, para. 58.
- (13) *Ibid.*, pp. 396-397, para. 59.
- (14) *Ibid.*, pp. 397-398, para. 60.

- (15) *Ibid.*, pp. 551-552, para. 319.
- (16) *Ibid.*, p.386, para. 40. しかしながら、この原則は、一九八〇年の一般平和条約にも、後述する一九八六年の特別協定にも明示がされていない。
- (17) 新納、前掲論文 注(10)、七九八―七九九頁。
- (18) 山本草、「国際法(新版)」、有斐閣、二〇〇二年、三〇九頁。
- (19) *ICJ Reports 1992*, pp. 386-387, paras. 41-42.
- (20) *ICJ Reports 1986*, p. 566, para. 23.
- (21) *Supra* note 19, pp. 386-387, para. 42.
- (22) Norman L. Hill, *Claims to Territory in International Law and Relations*, Oxford University Press, 1945, p. 155.
- (23) ただし、この憲章は、現存の境界線を認めた原則を特に規定したものであるとの意見に「*Felix Chuks Okoye, International Law and the New African States*, Sweet & Maxwell, 1972, pp. 106-107.
- (24) *Proceedings of the Summit Conference of Independent African States*, Addis Ababa, May 1963, Vol. 1, Section 2, CIAS / GEN / INF/14, p.4.
- (25) Resolutions adopted by the First Ordinary Session of the Assembly of Heads of State and Government held in Cairo, UAR, from 17 to 21 July 1964, available at <http://www.africa-union.org/root/au/Documents/Decisions/decisions.htm>.
- (26) *Supra* note 20, p. 565, para. 20.
- (27) *Constitución de la República*, available at <http://www.oas.org/juridico/MLA/en/hnd/index.html>.
- (28) 詳細な経緯については、筒井若水「15 グアテマラーホンジュラス国境事件」波多野里望、筒井若水編『国際判例研究 領土・国境紛争』東京大学出版会、一九七九年所収、F. C. Fisher, "The Arbitration of the Guatemalan-Honduran Boundary Dispute", *The American Journal of International Law*, Vol. 27, 1933.
- (29) 詳細及びその後の経過について、筒井若水「18 ホンジュラスニカラグア国境事件」波多野里望、筒井若水編『国際判例研究 領土・国境紛争』東京大学出版会、一九七九年所収、*ICJ Reports 1960*.
- (30) *Constitución de la República*, available at <http://www.oas.org/juridico/MLA/en/slv/index.html>.
- (31) 参考までに、訴訟参加国ニカラグアの「一九九五年改正による一九八七年ニカラグア共和国憲法」は、第一篇 基本原則 第一〇

- 条において、「国内の領域とは、太平洋、大西洋、ホンジュラス共和国、コスタ・リカ共和国に囲まれた範囲を表わす。島々、隣接する小島、領土及びその地下、領海、大陸棚、堆、領空及び成層圏を含む。国家領域における正確な境界とは、法律及び条約で定められるものとする。」と規定している。Constitución de Nicaragua de 1987, con Reformas de 1995, available at <http://www.oas.org/juridico/mala/en/nic/index.html>
- (32) 筒井 前掲論文(28)、一六六一―一六七頁。
- (33) 後藤政子『新現代のラテンアメリカ』時事通信社、一九九三年、二八〇頁以下を参照のこと。
- (34) Dario Moreno, *The Struggle for Peace in Central America*, University Press of Florida, 1994, pp. 7-8; Mary Jeanne Reid Martz, "OAS Settlement Procedures and the El Salvador-Honduras Conflict", *South Eastern Latin Americanist*, Vol. XIX, No. 2, September 1975, p. 1; Thomas P. Anderson, *The War of the Dispossessed: Honduras and El Salvador*, University of Nebraska Press, 1969, p. 103 ff.
- (35) Mary Jeanne Reid Martz, *The Central American Soccer War: Historical Patterns and Internal Dynamics of OAS Settlement Procedures*, Ohio University Press, 1978, p. 2.
- (36) エル・サルバドールでは、一九七九年一〇月のクーデターで治安状況が悪化し、これ以降、内戦状態が続くこととなる。See *The United Nations and El Salvador, 1990-1995. The United Nations Blue Books Series, Vol. IV*, United Nations Publication, 1995, p. 6 ff.
- (37) Republic of Honduras, available at <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Honduras/index.html>.
- (38) Thomas P. Anderson, *supra* note 34, p. 45 ff.
- (39) 米州機構の働めに関することば、see Mary Jeanne Reid Martz, *supra* note 34, p. 2 ff.
- (40) *Treaties and international agreements registered or filed and recorded with the Secretariat of the United Nations*, Vol. 1310, 1983, No. 21856.
- (41) *Ibid.*
- (42) Compromiso entre Honduras y El Salvador para someter a la Decisión de la Corte Internacional de Justicia la Controversia Fronteriza Terrestre, Insular y Marítima Existente entre los Dos Estados, suscrito en la Ciudad de Esquipulas, Republica de Guatemala, el Día 24 de Mayo de 1986, available at <http://www.icj-cij.org>.
- (43) U. N. Doc. A/RES/42/L.7 October 1987.
- (44) その後、このグループが母体となって一九八六年十二月にリオ・グループ (RIO GROUP) が結成され、中南米の民主化の進展或

いは政治問題解決のうえで重要な役割を果たしてきており、それに伴い新たなメンバー国及び協議テーマを拡充している。RIO GROUP, available at <http://www.mofa.go.jp/mofij/area/latinamerica/kitan/riogroup.html>.

- (45) 日本経済新聞、二〇〇八年一月一六日。
- (46) もっとも、陸地境界第六区画のゴアスコラン川沿いの境界の経路については、後に、エル・サルバドル側より再審請求がなされている。詳細については、東壽太郎「第二五節 陸地・島・海洋境界紛争に関する一九九二年九二一日判決の再審請求事件」波多野里望、廣部和也編『国際司法裁判所：判決と意見・第三卷（一九九四—二〇〇四年）』国際書院、二〇〇七年を参照のこと。
- (47) Acuerdo para la Ejecución del Programa de Demarcación de la Frontera El Salvador-Honduras, available at <http://www.rree.gov.sv/sitio/convenio.nsf/b?25ab0f47ba5dd785256499006b15a4/83d77787a67f46cc0625663200696573?openDocument>.
- (48) Convención sobre Nacionalidad y Derechos Adquiridos en las Zonas Delimitadas por la Sentencia de la Corte Internacional de Justicia de 11 de Septiembre de 1992, available at <http://rree.gov.sv/sitio/convenio.nsf/b?25ab0f47ba5dd785256499006b15a4/65ce9d0ef91569b062566320068f4d1?openDocument>.
- (49) 二村久則、野田隆、牛田千鶴、志柿光浩「世界現代史35 ラテンアメリカ現代史Ⅲ メキシコ・中米・カリブ海地域」山川出版社、二〇〇六年、一三九頁。
- (50) 二村他、同前、二五二頁。
- (51) *ICJ Reports 1992*, pp. 470-471, para. 179.
- (52) Malcolm N. Shaw, *supra* note 1, p. 75 and 81.
- (53) James Crawford, *The Creation of States in International Law*, Clarendon Press, Oxford, 1979, p. 36.
- (54) *Supra* note 22.
- (55) 深町、前掲論文注(3)、九〇頁。
- (56) 大寿堂鼎・吉井淳「ウエイ・ポッシンデイス」国際法学会編『国際関係法辞典 第二版』三省堂、二〇〇五年、安藤仁介「第5章 陸」波多野里望、小川芳彦編『国際法講義「新版」現況分析と新時代への展望』有斐閣、一九九三年、一三八頁。
- (57) Ian Brownlie, *Principles of Public International Law*, Oxford University Press, 2008 (7th ed.), (7th ed.), p. 130.
- (58) *Supra* note 51, pp. 408-409, para. 80.
- (59) Carl Gosta Widstrand, *African Boundary Problems, The Scandinavian Institute of African Studies*, UPPSALA, 1969, p. 17.

- (60) Rein Mullerson, "The Continuity and Succession of States, by Reference to the Former USSR and Yugoslavia", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.42, July 1993, p.486.
- (61) *ICJ Reports 1975*, p.36, para. 70.
- (62) Rosalyn Higgins, "Human Rights in the International Court of Justice", *Leiden Journal of International Law*, Vol. 20, 2007, p. 747.